

◎新潟県告示第619号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の軽油引取税免税証は亡失した旨の届出があったので無効とする

平成30年5月29日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

種類	番号	枚数	免税軽油引取に係る販売業者
200 リットル	N2171021～N2171024	4	新潟県北蒲原郡聖籠町東港7丁目61番地12 株式会社 岩村物産 本社